

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [労働審判③](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

### 労働審判③

#### 答弁書の作成

申立人には申立書が求められるが、相手方には答弁書の作成と提出が求められる。答弁書には申立書に対する反論などを記載し、証拠をつけて労働審判委員会に提出する。記載する内容は以下の通りである。

- ①申立ての趣旨に対する答弁  
申立人の請求を否定したい場合には「申立人の申立を棄却する」と書く。
- ②申立書に記載事実に対する認否  
認める場合には「～については認める」、争う場合には「申立の理由○項は争う」、知らない場合には「～は不知」と書く。
- ③答弁を理由づける具体的事実
- ④予想される争点とその争点に関連する重要な事実
- ⑤予想される論点ごとの証拠
- ⑥当事者間で行われた交渉・あっせんや経緯などの説明

証拠や付属書類についても申立書と同様に、答弁書の本文の後に記載し、証拠説明書を提出する。

労働審判では申立書と答弁書など最小限の書類だけで審理が進む。労働審判官（裁判官）と労働審判員は第1回期日前に、これらの書類を精査し審議に臨むから、このふたつの書類が非常に重要だ。

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> [一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.